# 6月定例会の結果を報告します

6月定例会が6月2日から6月20日まで開かれ、高山市税条例等の一部を改正する条例のほか、条例案件や人事案件など15議案を審議。すべて原案のとおり可決・同意し、議員提出の1議案も併せて可決しました。

## 6月2日 本会議

報第2号から報第5号までの報告案件（各案件についてはP6参照）についての報告がされました。

また、上程された議第56号から議第63号までの議案（各議案についてはP6参照）が各委員会に付託されました。

## 6月9日～11日 本会議

一般質問（質問内容等についてはP7～14参照）

## 6月13日～18日 委員会 付託案件審査

各委員会における付託案件の審査の主な内容は次のとおりです。

### 総務厚生委員会

**◉高山市税条例等の一部を改正する条例**

**問 地方法人税創設に伴う法人市民税の税率引き下げの影響と地方交付税の見込みは。**

**答** 平成26年10月以降、法人市民税の税率が12・3％から9・7％に引き下げとなることから、平成27年度の法人市民税から一部影響が始まり、平成28年度から完全に引き下げた税率の影響を受ける。影響額は平成26年度の予算ベースで、4億3133万6千円が3億1,792万円となり、約20％の8千521万6千円が減少すると試算している。

しかし、国が新設する地方法人税は、すべて地方交付税として配分されることから、制度の趣旨として、法人市民税の減収分以上に配分されると考えている。

**問 軽自動車税の税率見直しによる影響は。**

**答** 平成27年度は、二輪車等の税率見直しにより、約1千200万円の増収が見込まれる。四輪車等については、新車登録情報がないことから不明であるが、仮に全体の10％が新規登録車とすれば、約900万円が、また、10％が14年を経過した車とすれば、重課税として1,500万円の増収が見込まれる。

軽自動車税　納税通知書

**問 新車登録の台数は把握していないのか。**

**答** これまで課税情報として把握する必要がなかったが、制度改正により、軽自動車検査協会から情報提供を受けられるため、今後正確な台数が把握できる。

**◉高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例**

**問 賦課限度額引き上げの対象世帯とその影響は。**

**答** 対象となる世帯は、所得階層からいえば、給与収入で1,000万円以上の世帯であり、全体の2・6％に相当する。影響額としては後期高齢者支援金等分として554万円、介護納付金分として354万円、合計908万円の増を見込んでいる。

**問 保険料軽減判定基準の見直しにおいて、5割軽減及び2割軽減の世帯数はどうなるのか。**

**答** 平成25年10月現在の加入状況から試算すると、5割軽減世帯は756世帯から1,707世帯に増加すると見込んでいるが、これは主に2割軽減世帯から移行するものである。2割軽減世帯は1,758世帯から1,680世帯になると見込んでいる。あわせて新たに864世帯、軽減世帯が拡大し、3,720万円程度軽減額が増加すると見込んでいる。

### 基盤環境委員会

**◉高山市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例**

**問 市の財政への影響は。**

**答** 国の基金からの歳入と市の支給額との差額が、市の一般財源からの持ち出しとなるが、今回の見直しにより、その差額は少なくなる